

大阪「こころの再生」パートナー協定制度実施要綱

(目的)

第1条 この制度は、「こころの再生」府民運動（以下、「府民運動」という。）を社会全体で推進するため、企業及び事業所、団体等（以下、「企業等」という。）と府民運動・企画運営委員会の一員である大阪府教育委員会（以下、「教育委員会」という。）が協定を結び、企業等が主体的に子どもを育む職場づくりを進めることで、社会全体で子どもたちの健やかな育ちと学びを応援することを目的とする。

(対象企業等)

第2条 第1条に定める目的の実現に向け、第3条に掲げる取組1から取組5までのうちから2項目以上に取組む企業等を対象とする。ただし、企業等の役員、従業員、社員その他の構成員のうち、大阪府暴力団排除条例（平成22年大阪府条例第58号）第2条第2号に規定する暴力団員又は同条第4号に規定する暴力団密接関係者を含む場合には、対象としないものとする。

(取組項目)

第3条 取組項目及びその概要は以下のとおりとする。

項 目	概 要
取組1 わが社の環境づくりをすすめよう！	「こころの再生」府民運動のポスターの掲示や紹介パンフレットの設置、毎月一度は家族と一緒に過ごすことを呼びかけるなど、社内等の環境づくりを進める。
取組2 わが社の特色を活かした取組みを進めよう！	府民が多く集まる業種ならポスターの掲出、家族と一緒に楽しめる施設なら「子どもファーストデイ」への参加や親子参加イベントの実施など、企業や団体の特色を活かした取組みを進める。
取組3 子どもをみんなで育み・守ろう！	子どもたちの様々な学校・地域での活動や地域の見守り活動などに企業として、また地域住民の一員として積極的に協力、支援する。
取組4 学校へ行こう！	参観日や保護者会などへの参加の働きかけや、休暇が取りやすい職場環境づくりに取組むなど、従業員が積極的に学校に行ける職場づくりを進める。
取組5 わが社独自の取組みを進めよう！	取組1から4以外で「こころの再生」府民運動7つのアクションに関連した独自の取組みを宣言する。

(申込み)

第4条 協定を締結しようとする企業等は、申込書（様式1）により教育委員会に申込む。

(協定の締結)

第5条 教育委員会は申込書を受理したときは、内容を確認の上、速やかに申込企業等と協定を締結する。
2 教育委員会は、協定を締結する場合で、暴力団の排除を図るために必要があると認めるときは、前条に規定する申込書の内容等を大阪府警察本部に照会するものとする。

(協定書)

第6条 教育委員会と協定を締結した企業等（以下「協定締結企業等」という。）は、協定書（様式2）を2部作成し、『大阪「こころの再生」パートナー協定書（別添）』（様式3）と併せてそれぞれ1部ずつを保有するものとする。なお、双方が合意する場合は、原本を複写したものをもって2部としても構わない。

(協定締結企業等の役割)

第7条 協定締結企業等は、第4条に規定する申込書に記載した取組みを主体的に進めるものとする。

(教育委員会の役割)

第8条 教育委員会は、協定締結企業等の求めにより、または必要に応じて、次のとおり協定締結企業等の取組みを支援するものとする。

- (1) 府民運動ホームページや府民運動 Facebook ページ、又は教育委員会広報誌等で協定締結企業等を紹介する。
- (2) 教育委員会が発行する府民運動メールマガジンを送付する。
- (3) 上記メールマガジンを活用し、企業等が本府民運動に関して実施する調査を支援する。
- (4) 企業等における「子育て・親学び」研修等を支援する。
- (5) 府民運動に関する各種調査結果を提供する。
- (6) 府民運動啓発グッズの配付又は貸し出しをする。

(府民への情報提供)

第9条 教育委員会は、この協定に基づく協定締結企業等の取組みについて、大阪府民に対して情報提供に努めるものとする。

(協定の期間)

第10条 協定の期間は、協定締結の日から起算して2年を経過した日の属する年度の末日までとする。
2 前項の規定にかかわらず教育委員会は、協定の期間が終了する日までに協定締結企業等に同期間を延長する意思の有無について確認するものとする。協定締結企業等は、大阪「こころの再生」パートナー協定更新書(様式4)を提出することにより同期間を2年間延長することができる。なお、延長の回数は問わない。

(取組状況の報告)

第11条 協定締結企業等は取組報告書(様式5)により、当該年度の取組み状況を毎年度末日までに教育委員会に提出するものとする。

(取組内容の変更)

第12条 協定締結企業等が第4条に規定する申込書の内容を変更するときは、変更申請書(様式6)を教育委員会に提出するものとする。

(協定の解約)

第13条 教育委員会は、次に掲げる場合は協定を解約するものとする。
(1) 協定締結企業等が第4条に規定する申込書に記載した取組みを履行していないとき
(2) 協定締結企業等に第2条ただし書に掲げる事実が発生し、又は判明したとき
(3) 上記のほか、協定締結企業等に信用失墜行為があったと認められたとき
2 前項各号に掲げる場合のほか、教育委員会は、協定締結企業等を確知することができなくなったときは、協定締結企業等に告知することなく、協定を解約することができる。

(協定書の返還)

第14条 第13条の規定により協定を解約した場合は、協定締結企業等は協定書を遅延なく教育委員会に返還しなければならない。

(事務局)

第15条 この要綱に関する事務は、大阪府教育委員会において行う。

(その他)

第16条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は府民運動・企画運営委員会の意見を聞き、教育委員会が定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成20年5月21日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年8月3日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年9月26日から施行する。